

童蒙をく草

初編

一

福澤諭吉譯



孝之家系一孝初編

明治五年

壬申季夏

尚古堂發兌



童蒙教草序

大凡ソ天下ノ事物一利アレバ必ズ亦夕一害ナリ方今  
ヲ得ズ蓋シ其弊ハ分限ヲ知ラザルノ罪ナリ方今  
我邦ニ西洋ノ說漸ク行ハルト虽モ其說ノ由テ起  
ル源ヲ尋レバ大概皆外人一タノ茶話ヲ聞タル者  
歟或ハ新聞紙ニ等シキ數卷ノ譯書ヲ讀タル者ニ  
過キズ半解半知其一ヲ知テ其二ヲ知ザル者ハ大  
ニ事物ノ分限ヲ誤リ未夕一利ヲ得ズシテ先ツ其  
害ヲ見ルコトアラシク經濟ヲ談シテ分限ヲ知ザレバ  
利ニ走ルノ弊アリ窮理ヲ説テ分限ヲ知ザレバ天



ヲ恐レザルノ弊アリ清潔ヲ貴ブトハ衣服居住ニ  
 奢侈ヲ極ル者ノ口實ナリ滋養ヲ重ンズルトハ酒  
 食ニ耽ル者ノ遁辞ナリ勇敢ハ乱暴ニ陥リ簡易ハ  
 粗嫚ニ流ル、等枚擧ニ違アラズ就中彼ノ洋學者  
 流ガ英亞諸國ノ史類ヲ讀ミ自主自由ノ趣旨ヲ誤  
 認テコレヲ放肆無賴ノ口實ニ用ル等ノコアラバ  
 其世教ニ害ヲ為ス一擧テ云フ可カラズ余輩竊ニ  
 コレヲ患ル一父シ依テ今コ、ニ英人「チャンプル  
 氏」所著ノ「モラルカラス」ト題セル書ヲ翻譯シ  
 テ童蒙ノ讀本ニ供ヒリ願クハ後進ノ少年諸學入

門ノ初ニ先ツ此書ヲ讀ミ慎獨脩身以テ分限ノ誤  
 ラズ次第ニ物ニ接シ人ニ交ルノ道ヲ明カニドバ  
 彼ノ經濟窮理史類百般ノ學モ其實ノ裨益ヲ為シ  
 テ弊害ヲ生ズル一莫カル可シ書成ルニ及ヒ英人  
 タイトレル氏ノ萬國史中ヨリ一章ヲ抄譯シテ序  
 文ニ代ル一左ノ如シ

我本國ノ為ヲ思ヒ其國ヲシテ義理ニ從ヒ自由  
 ヲ得セシメントスルハ慷慨ノ氣ト云フ可シ盛  
 徳ノ心ト稱ス可シ一國ノ人民此氣ヲ存シ此心  
 ヲ抱ケルハ禮義ノ風俗國中ニ浚洽スルノ證ナ

リ然リト虽氏コ、ニ論ス可キ一事アリ凡ソ世  
ニ文字誤用ノ例少カラズト虽氏其字ヲ慢ニ弄  
テ真ノ意義ヲ失スルノ甚シキハ特ニ自由ノ二  
字ヲ以テ最トス風俗敗壞シタル國ニ於テ自由  
ヲ唱フル者ハ必ズ放肆無頼ノ輩ニテ其放肆愈  
甚シケレバ其自由ヲ唱フルノ聲モ亦愈喧シ此  
輩ノ所謂自由トハ毫モ報國ノ義ニ關係スル所  
アルニ非ズ唯羈絆ヲ脱シ限度ヲ越ルノ意ニ誤  
用スルノミニテ真ノ自由ニハ非ザルナリ世人  
若シ其真偽ヲ亂ラント欲セバ試ニ其首魁ノ私

ヲ顧ミ其黨與ノ行状ヲ探索ス可レ果シテ自由  
ノ假面ヲ脱シ放肆無頼ノ真面目ヲ發見スルニ  
足ラシ故ニ云ク世上一般ノ惡風俗ト報國盡忠  
ノ赤心トハ同時同國ニ并立ツ可ラザルモ  
リ

明治五年  
壬申三月

福澤諭吉 譯

花房 齋書

初編目録

卷の一

第一章動物を扱ふ心得の事

①子供と蝦蟇との事 寓言

②ろせいむまをとりべるとの事

③は慈悲なき子供と顕微鏡の事

④牢内の罪人鼠と遊ぶ事

第二章親類の交る心得の事

①鼠その親を負ふ事

②ろふびろまとろむひのむまの事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

は歴山王母君小事事

にふもどりき其扈從を憐む事

は葡萄酒の兄弟死を争ふ事

第三章貴き人小交り賤き人小交り心得の事

いあつらん國の君なる人その事

ろ主人の言葉宜しからざりて譏を受けし事

は召使の女中りの事

にぶらんこを及びその家來の事

は忠臣其身を狼小救ふ事

第四章働く事



い百姓其子小遺言の事 寓言

ろけし人魔法を仕ふ事

は出精まる大工の事

にべんおやのそんふらんきりんの事

は風阿里茶土が諺の事 ぶらんきりんの文

へ閑小して居らぬ事

と將軍まひのらの事

第五章自かゝ其身を動かし自り其身を頼り一身の獨立を謀る事

い力の神と御者との事 寓言

ろ 麥畑の雲雀の事 寓言

は 貴族ろべるとの事

に 行けと来せとの事

第六章 狼狽する事

い 火事の時ふ二人の婦人心得方の異なる事

ろ 麥刈る百姓怪我せし事

は 黒き種物の事

巻の二

第七章 物事お心を留め機を臨み變不應る事

い がせんら天文を詔る事

ろ 亞米利加の土人財を盗るる事

は 鼠王子を取らる事

に 難船したる水夫の事

は 畫工の召使其主人を助る事

へ 十三歳の子供佛蘭西人を捕る事

第八章 謙退する事

い 假着したる鳥の事 寓言

ろ いさめくおらとんの事

第九章 禮儀の事

い べるーやの百姓の事

⑧ 典吉利の人ちぢり人不行き一事

⑨ 第十四世ろいもの事

第十章飲食を程能むる事

⑩ 二疋の蜜蜂の事  
寓言

⑪ ろいところろろの事

⑫ おやくいむきんの事

⑬ 美味ハ粗食不在りとつゝ事

第十一章養生の事

⑭ 濕氣深き住居の事

⑮ 胃の病を療治したる事

⑯ 若き男風を引き一事

第十二章自わ々満足むる事

⑰ 黄金の王子を生む鶯鳥の事  
寓言

⑱ 青雲の大人不幸の事

⑲ 御殿の鼠と仕舎の鼠の事

⑳ 貧院の婦人満足せる事

㉑ 蝦蟇の仲間小君を立る事  
寓言

第十三章儉約の事

㉒ 蟻、蝨、蚊の事  
寓言

㉓ 世雄の人儉約むる事



は質素儉約なる家内の事  
とんおるの文  
に半両金の價の事

卷の三

第十四章 仁の事

- い およん不己るどの事
- ろ ひてつぷーどふの事
- は 奉行とろもんどふりやうの事
- に 二一うをこの事
- は 羅馬の帝ちとまの事
- へ 日々の職分の事

第十五章 怒の心を程なく一物事小堪忍一人の罪を免む事

- い そこまんとまの事
- ろ 氣前よれ人の奇談の事
- は 堪忍を以て集りたる家族の事
- に 徳を以て怨不報る事
- は 海上の企の事
- へ へりべるとの事
- と づびとつゝの事

第十六章 柔和なる事

い 眼と日輪と旅人との事

ろ 志よりせふ不るを罪人を取扱ふ事

は 志よりせふ不るを君の君の事

第十七章他人の物不就き誠を盡す事

い 盜賊雀の事

ろ みる人の門番の事

は 志をふるどの事

に 志せもろまぢやいさどの事

第十八章他人の面目不就き誠を盡す事

い 志こいさを害したる事

ろ へ色人ぶらひむの事

三編目録

巻の四

第十九章他人の天然の通義不就き誠を盡す事

い 佛蘭西不於ておやけりの一揆の事

ろ 志をまをらうとるく世人の事

第二十章職分不就き誠を盡す事

い 盲人と犬との事

ろ 將軍わしんとんとの事

は 拙きの役人がまこいんの事

② 誠める人札人の事

第二十一章 借財小就き誠を盡す事

い 借財の君の事

ろ 借財を返す事

は 貴族あるまじりの事

第二十二章 鄙劣ある利益を得る小當て誠を盡す事

い 衣よりトでんどの事

第二十三章 物を賣買すること小就き誠を盡す事

い 律儀ある丁稚の事

ろ 焰硝を貯く事

第二十四章 約束を守る小就き誠を盡す事

い むらの人と西班牙人の事

ろ 佛蘭西王およ人の事

第二十五章 益かき悪事を為さざるやう誠を盡す事

い 蜜蜂と黄蜂の事 寓言

ろ 象と仕立屋の事

第二十六章 信實を守る事

い 羊飼ふ子供狼と作び事

ろ ろべるととろくんの事

は けりや不るわど事

巻の五

第二十七章大量たきりょうかる事

いしせとみやの君さまひてつぶらつきき評判ひやうばんを受うけ事

ろりぬるまおとごどろひんひんの事

はようむらひらせろくろくの事

に若わかき画え工こう三人さんにんの事

は瘦しやう犬いぬの煩わづらまましき事

へへいいふふの奉ほう行ぎやうの事

第二十八章武勇ぶゆうの事

にへいんうをくるくるの事

目録終

いしせのままだるだるままんんぐぐの事

ろ瓦師かいらしの子こたむたむの事

第二十九章我わが本國ほんこくを重おもんんぶぶる事

いぎりひひままの将軍しょうぐん船ふねを焼やかんかんとせとせ事

ろかまかまんの義士ぎしの事

凡例

一 此書全五冊二十九章教の科を標題ニ掲げて其趣意を記  
一 一章の下ふハ又數箇条の例を擧て本章の意を明かせ  
一 即ち其例ハ題の頭ふ(イ)(ロ)はのあふ―を附たもの是  
あり

一 彼の國ふてハ人の姓名を記ふ名を先ふして姓を後ふ  
もの風あり故ふ書中或ハ其姓のを擧げ或ハ名のを  
を記ふことあり譬へバ「おようトローんとん」の「おようト  
ハ名ふて「ローんとん」ハ姓なり是等ハ唯「ローんとん」と記  
して「おようト」の文字ハ略せり

一 書中の假名の文字「右の方へ」の「あ」―「は」もの  
ハ人の姓名なり「左の方へ」の「あ」―「は」ものハ地  
の名あり上下の左右より「のあ」―「は」ものハ彼  
國の事物を原語のより「ふ擧たるあ」―「は」なり

一 此原書ハ英吉利の出版中「尺度並ふ通用金の名も英の  
法に從へて即ち「ふんと」ハ英吉利の通用金の名ふて「不  
んと」ハ凡我四圓五十錢ふ當ることを「紙二十ふ分け」もの  
を「あ」んと「ふ」と云ひ我二十二錢半ふ當る又「こ」を「あ」  
んと「ふ」を十二ふ分け「べふ」又「ハ」べんと云ひ一錢八七五こ  
當る

一英の一里ハ我十四町四十三間をわたり小當る  
 一英の一斤ハ我百二十匁をわたり小當り一おん重ハ我八匁  
 をわたり小當る  
 一彼の國ハ八年号あり其宗旨の改りたる年を紀元第一年  
 とし今今年より計へ我明治五年ハ彼の千八百七十二年  
 小當る

明治五年  
 壬申三月

福澤諭吉 記

童蒙を以て草卷の一

第一章動物を扱ふ心得の事

世の中おぼえるので、むしむもいもむしをどのいふ虫あり、罪  
 もあきりのなりお心を人ハ見付次第おこれを苦しみ  
 殺せしむることなれども以ての外に事あり假令如何なる  
 虫不ても無益おこれを痛むハ宜しかりむ且又小さき動物  
 をむごくもるよりして追々こき不慣れ我同類の人を扱ふ  
 おも慈悲の心を失ひ遂おハ大惡無道の働を爲すに至る

福澤諭吉 譯

考証人姓名

卷の一

故ふ人若し不圖したる出来心かて斯る虫を殺さんとする  
ることつらば則ち我身は立返り若し我身体より數倍大の  
ある怪物つらて我を苦しむること今我この虫を扱ふが如  
くあつば其苦痛如何なりあつんと身引替て虫のい  
さ成思ひ知るべし

牛馬犬猫など飼も食物を十分不與へ然る畜き居處に置  
き其取扱をうけて力不余る不もの仕事を為さむべし  
らむこハ其飼主の役前あり馬の既老たり或ハ働きて  
既ハ疲きたる或ハ飼料の少くして走り能はざる者ハ安  
不鞭を加へ其進まざるを叱るハ主人の耻といふ處

人の食物不用の畜類を殺さハ差支ありきどもこれを殺  
さハ無益の苦痛を為さむ處り畜類を引て市に賣る  
道もつらむむこくあれを扱ふこと勿き殺まればハ成丈け  
手早くま登し假令ひ牛屠る人おても心を用さ仁の道不  
近くを得べし

① 子供と蝦蟇との事 寓意

蝦蟇は住る池の邊ハ大勢の子供来りて池の中へ小  
石を投げ二つ玉の三つ玉のとして數百の小石一時水不  
ち蝦蟇の難波ひとかさあり今も命危し共ハ心配  
たりトガ中ハ一疋の強き蝦蟇あり危き場合を恐る

せむ水の面小頭を出して聲高らら小云ひまらちば慈悲  
なれ子供哉如何で悪事を學ぶの速なる君の爲小慰  
も我等が爲小命小關ることありよくも物事の道理を  
勘辨し給ふ願いと

③せむむとろべとの事

せむむとろべとハ兄弟あり兄ハ七歳弟ハ五歳兄ハ性  
質よくして其心意いとやさき子あり弟も子あり  
も齡少ありしていと博く物事を知らを動もれハ人情  
小遠くしていとき舉動を爲もことたり或日兄弟連れて野  
辺に遊ぶ道もがも籬の邊小鳥の巢を拭たるとり巢小居

親鳥ハ人の來る小驚きて飛去る跡ハ兩人ハ其巢を窺ひ  
見ると小雛子三疋たり一ガバるるとハ悦び彼の雛子を取  
て我家小歸らんとせよ小せむむをこれをして止て云ふふ  
過ぎ一頃父上我小語り給へると小鳥の巢を取ら宜し  
むと小鳥の其子を愛まると我父母の我等兄弟を愛し給  
らる如し今其雛子を奪去りか親鳥の悲哀如何なるか  
らん恰も我家小悪黨の來て我等兄弟稚き弟妹よでもか  
爪で去りしに父母の悲を給ふが如くあるべし且又雛子  
ハ其親鳥の養育小由てのそ生長も者おこバ子供の手  
拭りてハ育ちがよすれバ今此雛子をさし置て其家とせ



巢不在らりし自在に飛で餌を求ふことの叶ふ迄生長せしむるを道理かると懇に告ふをばるべしとも今ハ初て合点申さ小鳥でさへもむごく扱ふ處うたがれたの理を知り遂に兄の諫に従ひしり斯くとも知らむ右兩人の父ハ用事ありて籬の彼方お來り偶然兄弟の物語を立聞き其始末を見て喜不堪へ我子の側より走り寄其言葉を称し其舉動を譽り恩愛の情以前より百倍せり且兄弟の者へ告ふハ小鳥の悲むと喜ぶとハ先づ些細ある事不似たもども無益其雛子を奪ふんとす於子供に惡心お至てハ決して些細あること云ハ實に此惡事

を犯すハ慈悲の心おき微なりとバ行末も亦罪を重てよそくむごき舉動を爲すこと推て知る處然る今此二人の子供既に小鳥の巢を奪ふの惡事たるを知りしは其父の喜ぶも亦道理あり

慈悲ある子供と顕微鏡の事

一人の子供あり蠅をあらり殺しおして自かつ悦び或ハ其羽根を抜き其脚をむしり自由にお動き得ざるを見てこれを悦び或ハ數十の蠅を集め一時おひしぎ殺して愉快おど云へり其子の師匠とも心配して巧くしき舉動を止めんとすもども聞入るを或ハ言葉を尽して云ひ聞かせ蠅と

いへども苦痛ハ覺るものなり。且其命と其身の自由と樂  
 とハ天然ハ備りたるものにて、蠅と虽ども人といへど  
 も少しも異あることなし。この理合を説き、勸きども意地の  
 こゝろに子あきば、更ハこれを耳ふも、留免を蠅の七轉八倒を  
 る有様を見て、聊も其苦痛を察することあり。  
 先生ハ所持せる道具ハ顕微鏡と云ふものなり。此道具ハ細  
 かな物を太く見せ、且目鏡あり。或日例の子供を呼び、美しく  
 奇妙ある動物を見せんとて、顕微鏡を窺ハし、り、氣を付  
 て見らしよ。此動物ハ首より尾ハ至るまで、黒きハ墨の如く  
 白きハ銀の如く、其毛の色澤も亦不思議と云ふ。頭ハ二

つの眼ありて、眼の周囲ハ白銀の毛を生じ、胴ハ二分  
 て、其接の處互ハ相重あり。惣身ハ羽衣を着し、金襴の装を飾  
 り、王公大人の衣裳もこれ不及ばざれば、と云ふれば、彼の  
 少年もこれなり。つゝ、ぬりて、脈もども尚、巧足らるこ  
 如何なる動物なりや、其名を聞かせ給へ、といふ。又任せて先  
 生ハ顕微鏡の内より、こゝろに取せし、其本体を示せば、思も奇  
 らず、一疋の蠅なり。

④ 牢内の罪人鼠と遊ぶ事

往古佛蘭西の都ハパリと云ふ、をたいたつといふ城ありて、獄屋  
 の代ハ用ひ國王の氣ハ叶ふぬ者、直ニ捕て此獄屋ハ

押込め数年の間鎖を繋ぎて一歩も外に歩かざるを許さず外より來り親類も面會を禁じて其法甚く嚴重あり此牢屋に繋ぐもたる罪人の内小羅忠太あり者有り二十三歳の時召捕せし三十五年の間牢内にて月日を送り牢せしと云ふ既小老人とあり者有り此忠太ハ牢内の狭き一部屋に押込めし食物を持來り牢番の外に絶て話を為す相手もあらず九を世の中人の附合を絶つ不都合かかすの事ありしをされば忠太の難淡も亦思ひ知り驚きあり忠太の部屋ハ壁の一の隙間有りて日月光を取りし其他の四方共小厚き壁にて外の景色をも見らざる事且壁の

厚さ一ツのまれば其隙間も奥深くして部屋の内ハ甚く暗く或日忠太この隙間より外を窺ひ見し隙間の外側は一疋の鼠來り元來鼠などの通寄るハ人の嫌ふ事なれども忠太が身小於てハ然らば數年の久しき年月を唯獨りして明け暮りまびりさの餘は何れのおても生たる月の夕も其近づくを喜びて傍より合ふむんの切端を取て物静小投與へ事まば鼠ハ進んでこれ喰ひ尚其口は望む様子を見ゆれば又間近に一切を投げ喰ひ終るに又近く投げ次第に近づくをむんを興し其間ハ少しも逃去る様子なく漸く腹小満ちしと見え喰ひ残りたる月のを

を口くちくくくて已お居まの穴あなに歸かえりてあるる翌あした日ひもくくだんだんの  
鼠ねずみ又また来きたりまおれればばんんをを與あふふことこと昨日きのうのの如ごとくく今日こんにちハハ馳はり  
走はせせんんととてて牛うしのの肉にくををもも少すくくく與あつつたりり三日さんじつ目めもも又また出いで  
来きりり次つぎ弟に小こ馴なままてて忠ちゆう太たがが掌てのひららら小こ載のりりののをを喰くてて恐おそるる  
氣き色しきももちち少すくくく五日ごじつ目めハハ其その馴なまま深ふかいいよよくく深ふかくく我われ恩おん人にんのの傍そばハハ  
住ま居ゐせんんとと思おもひひ一いハハ壁かべのの隙ひま間まのの内うち側そばハハ来きりり穴あなをを求もとめめ居ゐ  
処ところをを定まりり其その翌あした朝あさ早はやくく忠ちゆう太たのの許ゆるまま来きりり一い度ど食く事ことをを終おりりて  
何なに處ところももあありり行ゆくく一いハハ矢やのの朝あさハハ一い疋びつのの友ともをを引ひ連つきき来きりり  
ここハハ其その牝め鼠ねずみありり此この牝め鼠ねずみのの来きりり始はじハハ頗まりり小こ用もち心こころももるる様よう子し  
ハハてて穴あなよりり出いででるることことハハ忠ちゆう太たハハこれこれをを馴なままんんととししててんんをを

與あつつ肉にくをを投なげげ彼かの是こゝととははれれどどもも兎う角かくハハここをを喰くままずず一いハハ  
牝め鼠ねずみもも彼かの牡お鼠ねずみガガ亦またききくく一いハハ人ひと小こ近ちかづくくをを見みてて漸すすくくこれこれをを  
見み習なひひ一いハハ小こ折おやや折おややハハ出いででるるををんんをを喰くひひ又また走はりり穴あなにに歸かえりり  
次つぎ弟に小こ憚おそるる色いろもも薄うすららぎぎてて或あるハハ牡お鼠ねずみとと食く物ものをを争あふふことことハハ  
時ときととししてて其その争あひひ小こ勝かちち牡お鼠ねずみのの食くをを奪う取とりりことことハハれればば牡お鼠ねずみ  
ハハ忠ちゆう太たのの手て許ゆる小こ来きりり事ことのの次つぎ弟にをを告あげげ上あぎぎてて其その憤うらみをを晴はららさんさん  
とと求もとむむ様よう子しをを為なすす小こ由よしにに代かりりのの肉にくをを與あふふままささもも悦よろこむむ  
くくこれこれをを取とりり主ま人にんのの側そばハハ近ちか寄よりりてて積たのの物ものをを喰くふふがが如ごとくく前まへ  
めめ足あひひてて肉にくをを抱かかかへへ申まううくくととししててこれこれをを喰くふふ其その有ありり様ようハハ彼かのとと  
此こののの言こと語ごととをを通とじじりりことことのの所ところ々々ぬぬのの已おりり食くへへるる食く物もの

を相手の牝小見せ誇り取らんとあつて取て見よ主人の手  
 許近まれば防禦の備手厚しといはんむかしの風情なり  
 右の如く牝鼠ハ忠太の側近く物を喰て少しも憚ら模様お  
 かましく牝鼠の方ハ其馴染いよど深からざして兎角小入  
 を恐るゝ様子ありされども自かど饑て同類の満腹をを  
 見う小堪へざりしあや或日忠太が牝鼠小例の食物を與ふ  
 ゝ思ふ思がけあけ彼の牝鼠が突然として飛掛り其食物小  
 嘴付て取らんとせし小牝鼠も容易にこれを渡さざると逃ん  
 とまきバ牝鼠ハ力小任せてこもを引き上を下へと組と轉  
 びまろむりあがけ宛へ近づき志を勝負も見へざりし

牝の剛勇一方あつて遂小牝を嚙て宛の内小引込り忠太  
 ハ此合戦を見物して獨り真を催し一時其身の縲綫不在  
 を忘れたりとみふ

斯くて日を経る小従ひ牝も次第小馴染て忠太が掌ら小巧  
 ゝ物をも喰わど小あり夫婦の鼠睦しく折柄又一疋の鼠来  
 り此鼠ハ新参の時よりよく馴れて二度目小来りしや地ハ  
 其振舞古参の二疋小異あつて既又忠太の處を已ダ住家小  
 定めて翌日ハ別又二疋の鼠を連れ来り其後一七日の間  
 尚五疋を増し今ハ鼠の數十疋とあり主人と共小十一の家  
 内繁昌賑々しく忠太ハ此鼠小各々名を付けて玉よ三よと

其名を呼べば銘々小こまに聞かされて種々様々の藝を為し  
 食事終るに舞ひ躍りあどして主人の側小付纏ひ恰も仲よ  
 き家内小て孫子の戯るるが如くあり忠太の悦び譬ん方か  
 く最早獄屋の艱苦も忘る慈悲有る浮世小日を送らんより  
 やさしき鼠小交りて情けりる我本意ありて二年斗りの  
 其間ハ快く暮せしが其後又牢内小て部屋を移ると有り  
 て忠太ハせんかきなく此鼠を残し置き涙を流して別を告  
 げたりと是れ小由て考ふまに人間萬事友ありと不ど苦し  
 ハふし獨りさびしく暮ると此ハ友を撰ばし違ふを故小  
 平日ハきたあを獸とて賤しめ嫌ふ者小ても時として人

の用を為し事有り如何で罪あり動物を無理非道小扱ふ可  
 らんや

第二章親類小交り心得の事

親類好身の者小交り小ハ深切を尽さざれば危うくは父母兄  
 弟ハ親類の中小て格別なるものあり我身の稚き時ハ父  
 母我小食を與へ父母我小着物を着せ千辛萬苦心を用ひて  
 我を教育せり若し父母の恩愛ありせば我身ハ早く命を  
 も保つこと能てざりし苦あり故小人の子たる者ハ父母の  
 大恩を忘るる危うくは父母を親まごり危うくは父母の爲小  
 力を盡さざりしべりしも父母道を以て我小命をたすこと可

唯其命ただ不徒ただふのとあふをこれ聞て悦むをざるを處からん  
 兄弟兄弟ハ同同ト竈竈の食食を喰喰ひ同同ト遊遊ふ戯戯きて父父を共共ホ母を  
 共共ホ一家一ホ生長生長したる者者ホ互互ホ相親相親一一むべし  
 若若シ然然らむして兄弟兄弟の仲仲而而一一く喧嘩喧嘩おどまると巧ままば  
 世世の中中の善人善人ハ其舉動其舉動を見てこれを嫌嫌ひここまま成成惡惡天理  
 不不甘甘く惡人惡人とて親親一一む者者ハあうあううべし且且又又兄弟兄弟睦睦トくと  
 此此ハ成人成人の後相互後相互ホ其幸其幸ひを受受くべきか中中へ不不推推き時時よ  
 至至心心を用用ひて何事何事も由由らむ互互ホ情情を深深くます  
 人の賤賤一一嫌嫌ふ獸獸を見ても親孝行親孝行の教教とたること何何り家  
 ①鼠其親を負ふ事

倉船倉船ホ鼠鼠の數次弟數次弟ホ増増して大大に害害を為為すこと何何り  
 斯斯ハ場合場合ホ鼠鼠をと一一代用代用の狀狀或或ハ毒毒を以以てここを殺殺  
 其害其害を除除くさらら屠屠りと或或時時亞米利加亞米利加のにうりんくよよ  
 葡萄酒葡萄酒のまもも不不んん酒酒つともも不不行行く船船中中俄俄鼠鼠の數  
 ふえて船船の食料食料を喰喰ひ道具道具ハ疵疵付付け害害を為為すこと甚甚だ  
 けけはは船船の者者ハ大大に怒怒りき機機會會を得得てこれを狩狩尽尽さん  
 と変定変定一一船船も無難無難ホまもも不不んんの港港ホ着着られハ船將船將の差圖  
 不不て船船の底底ハ硫黄硫黄を燃燃一一其煙其煙ホ堪堪へどして方々方々の穴穴に  
 逃逃出出る鼠鼠をバ殘殘らむ打殺打殺せ一一後後ホ殘殘りて一一疋疋の鼠鼠其背  
 不不大大なる鼠鼠を買買ふて甲板甲板の上上ホ逃逃出出せり船船の人々人々ハこれ

を異に見る小背は在る鼠ハ白き毛を被り眼も見へざり老  
鼠カレバ叔ニ抱此老鼠ハ彼若き鼠の親なるべしとて忽  
慈悲の心を生じ假令ひかむかむぬ獸おても其親ハ孝行を  
盡す有様を見てハこれを殺すと思ひむ二足共ニ命を助け  
て其場を逃がしたりと云ふ

○三 阿むひのむも事

火山ハ其頂キハ洞穴ありてこれより煙を出し焔を噴き  
時としてハ大石小石或ハ石土まどの解たり熱湯を噴出  
て恐ろしき害を爲すをのちり伊多利の山ハ其山頂ニ  
いふ山あり歐羅巴第一の火山あり今を去ること數千年或

る時此火山の破裂せしことあり一天俄ハおきくをて山  
の頂きより火焰を噴き土石を飛ばし火の粉ハ八方に散  
りて天を覆ひ恰も火の雨の降るが如く人家を巧く人を  
殺すこと其數を知らざ近村の人々ハ此天災を遭まんが爲  
各其家の重寶を負ふて思ひく不立退きしが中ハ阿む  
ひのむも及び阿むひのむもといふ二人の若者あり其負ふ所  
の品物を見り不餘の人ハ大ハ異あり二人の背ハ阿むも  
のハ金銀財寶ハ巧くして年老る親あり世の人々其舉  
動を譽む者亦其心意ニ感心せざ親者ありしとて叔  
此二人の立退きし路ハ幸ひ不して火の粉の降ること



カ火山の騷動鎮せし後不近邊の地ハ盡く荒き果て草  
木の苗も盡きたる不唯此二人の通行せし鬼の天災を免  
かきて田畑も田の如くならずし由も其時代の人の固  
無學ふして安んずるを信ぜしとハ虽ども其心律義なきハ彼  
の田畑の無難ありしハ兩人の孝徳天不感通せし靈驗あり  
とて一心よこも信仰し此土地を孝徳の畑と名けて萬代  
の末不至るやても其譽を遺せし

④ 歴山王母君不事事

父母の心宜しからざる無理をいふとも子たる者ハこれ  
不堪へ忍びて尚も孝行を盡さむをばるる事

往昔よせど不や國の大王はもきさんどる歴山王の母君

をらんびつをハ性質姦しくして温順あり大王をして心

配せしむるハ度々のことあれども王ハ常不近らハどして

こも小事のこと厚し亞細亞洲を征伐せしるも敵地

を捕の品物を母君の許へ贈り其時の手紙に留主中國の政

事ハ大臣はんちへいしし任せ母君不て彼是と世話し給

ふこと勿もとの趣き成申贈し不母君より返書ハ嚴しき

文言ふて迎も大王の意不順ふ様子よりと見ども王ハよく

堪忍し怒り色を顯るを再び母君へ贈り返書の中不も絶

て荒々しき文句を用ふことおし其後母君の慢心より増

長して國家の大害を為さんとせし時、何んぢべいし、  
歴山王の書面を上つて、母君のこゝろ小付痛く訴へ、おれは  
大王ハ其書を開き見て、更ハ驚く氣色もせず、何んぢべいし  
ハ未だ朕が心を知らざれ、斯く書面を幾百通贈つと  
も、母の涙の一滴を濯げば、其字を消して、及古と為さず、不足  
りとのを云へり

① ふもでまき其扈從を憐む事

普魯士の大王ふもでまき、或る日其居間小居り、鈴を鳴らし  
て家來を召したるども、返事する者方き小由て親め、襖を  
開き見も、兼て扈從の役を勤む一人の家來椅子小寄て、睡

り、これを起さんとして、側小行き、小扈從の袂より手紙と  
お下りき書付の端見ふも、不圖好事の余小其中を見て、や  
らんものをし、思ひ物静小こゝろ取て開き見も、在處の老  
母より扈從へ贈りたる書小て、其文言の大意小多り、ね給  
金を介ちて贈り、呉一段泰け、老の身の我等を助るや、  
しき心底ハ禮いふも、尚何より、巧申汝の為小天の幸い、を  
祈りと記せり、玉ハ其終居間へ返り、金子を一包せ、て其手  
紙へ巻き扈從の袂小入も、て復居間へ入り、強く鈴を鳴らし、  
おれハ扈從ハ驚き、睡を覺よして、御前小来、小君の仰お  
汝ハよく睡ま、その言葉小扈從ハ恐も入り、頗る小詫を述

てて手持不沙汰の余り手を杖おへるに如何大金の  
包ありこころ取せしめて面の色も死せしや如く涙と共  
言の言葉もあしふきでりきハ慙とそいらぬ体おて何事  
や痛鬼おても何やと尋ね給ひしに扈從ハ君の足下  
打伏し何人の所為おや我身お惡名を被らせて罪お陥  
んしに惡計此杖の金ハゆめく身お覺あき品ありと云ひけ  
るに大王笑を會と汝怒ること勿き天ハ睡眠の間お幸  
を授ること何り此金ハ汝の母へ贈り朕の名を以て汝の母  
の幸を祈る此行未お至るも汝母子の二人ハ朕の心  
お留て扶助も度とありと云へる

(五) 葡萄牙の兄弟死を争ふ事

今を去ること三百五十年の頃ハ葡萄牙の勢ひ盛ん  
して世界中の更々お飛地の領を支配し中にも東印度の  
ごふといふ處ハ高賣繁昌の場所あり或る時葡萄牙の都  
を不んとし數艘の賣船を帆してごふの方へ赴き幸を  
中お乗合十二百人計の大船一艘何りて帆の始ハ順風  
ありて亞非利加洲の南あり喜望峰を廻りて北東小航を取  
り直し印度の地方を指して走り海上おて水底の岩お乗上  
げ忽ち水船と為る今も沈んであり有様あるに船將  
ハ手早く端舟を御し有合の食料を積込て乗合の人十九人

其小此小舟小飛乘り際限もなき印度の大海小契せし  
 定むるも此小舟小ハ磁石の用意の用意の用意の用意  
 飲水の用意ハ固り一滴もなく唯雨の便小生死の運を任  
 せて何處ともなく漂ひつ彼の本船の方を跡もバ跡も残  
 して十余人其行方も白波小沈み一船の痕も見む物  
 なき心地なり○二十人の者ハ命を限り小船を潜ぎ其艱苦  
 譬ん方小四日の間小ちこちと漂ひし方れとも更小地方  
 も見む船將ハ平生より身の作て弱く此艱難不堪  
 て其日遂に落命せしが跡も残も十九人今ハ重立ち差因

とも昔もなく皆口々小自分の所存を述べ更小議論の止  
 むことかまれば一同相談の上小其内の一人を撰り船將  
 とふし萬事此人の命小従ふと約束を定めたり斯くて  
 追々日數も重なり食料ハ次第小減むる小付船將より説  
 發して小ふら小ハ限り食料を日小喰盡して共小空しく  
 餓死せんやとせめて今より覺悟を極め此人数の半分小  
 り命を全ふる道を求めて惣人数一様小鬪を取り其順番  
 小従ふて一より三より七より三人づつ省き四番目小當  
 一人々を海小沈めて食料の儉約を為さバ如何と相談  
 せバ何きも此義小同意惣人数十九人の内小僧一人大工

一人の僧、此の人々の最後を見送る役前ありは、二人を殺  
 せり。大工の舟の破損を繕ふ職ありは、此亦殺すべし。  
 先づ此兩人を除き、又船將も獨勤の役ありは、右兩  
 人の者と同様、小鬮の仲間を除く。云ひありは、船將ハ  
 容易、小鬮へきを稍暫く押合ひたすとも、遂に大勢の説、小従  
 て鬮を外き、全く鬮を取ら可き者十六人、其内、小死に死す者  
 四人の割合とあり。又、約束の如く十六人の者ハ、死すの鬮を取りて、これに當り  
 十四人の内三人ハ、既、最後の覺悟を為して死し、就き、一、  
 四人、目の者ハ、弟一人ありて、同船し、それハ、兄の海を棄ら

きんと、そのを見て、これ、小抱付き、兄上ハ、妻子も、何れ、外ハ  
 又三人の妹までも、世話し、給ふ身の上、我等ハ、獨身のことも、  
 假令、今死すとも、死後、小難渋する者も、何れ、さきハ、何  
 卒君の身代、小立て、給へと、涙、小むせび、ひり、ひり、小兄ハ、其情  
 小感、して、共、小涙を流し、身代、小立たんと、の、深切ハ、辱け、あり、  
 小、虽、ども、人を殺して、身を救ふハ、大惡不道、まじく、親、し、き、弟  
 を、如何、で、我身、小代、小、死、す、や、とい、へ、ど、此、方、ハ、聞、も、ハ、ま、き、兄  
 弟、互、小死、を、争、ひ、ひ、り、て、し、も、何、れ、も、見、へ、事、も、ハ、船、中、の、人、々、も  
 其、間、ハ、這、入、て、争、を、解、つ、ん、と、それ、ども、力、小、及、ば、唯、傍、り、  
 觀、る、の、も、稍、暫、く、して、兄、の、云、ひ、ハ、逆、も、叶、は、ぬ、我、命、あり、

巴死後妻子ヲ養育ハ汝小頼ニ且我家産を以て妹の世話  
 小汝小任まべーと懇小理解られども更小兼知居様子  
 小まれば今ハ兄もせんかたなく不本意あり弟の心小  
 任せて遂小こま代海小投り  
 此若者ハ兼て水練ヲ銘人あまバ忽ち舟小游付き其舵又取  
 付き小舟の上ノ鐵を以て其手を切放し又水ニ落ちた  
 色ども暫く呼吸を次ぎ其片手小て舟小取付く處を又鐵小  
 切放さる最早望も絶果ぬさども尚も水小沈まぬ拳小  
 手と足と小てりく体を支つて面小むけハ水の上小見  
 手の切口より紅の血を吹せ今小も絶へらんとする其

有様ハ実小目もいせらぬ次第あり船の人々ハこの風情  
 を見て又其人物のやさし心底を考ふま誰の心を痛め  
 ざらん船中一度小聲を揚げ彼人を助るも唯一人のこと  
 小こま代助けよと言乗と共小舟を近づけこま代引揚て  
 今抱あし其夜も終夜漕ぎ通し翌曉小至て始て地方を見  
 せり處ハ亞非利加洲の島ぎんびく方り船中一同の悦び思  
 ひ見る筈先此地小上陸し本國を後小望帆せし類船  
 を待合せこま小果て難なくこま又著せしといふ  
 右ハもこりてんといふ人の紀事あり此人ハ當時もさ  
 びく小居る現小此漂流人小面會し其物語を聞し人あり

第二章 貴き人、不交り、賤しき人、不交り、心得の事

世の中の仕事、不難きと易きとの差別あり、易き仕事を為さ  
 不ハ格別の才智ありて叶ふ事なきとも難き仕事を為さ  
 ん不ハ才智もたらずべからず又其道の執行をせざれば  
 かつ其難き仕事を為さる者を名づる身分重き人と云ひ  
 易き仕事を為さる人を名づる身分軽き人といふ是即ち貴  
 賤の別あり故不學者、医者、大抵才智ありて幼少の時  
 より其道の教を受けたる者あり、大抵人より身分重し町  
 人ハ又其高貴を為さる不學者、医者、才智ありて叶ふ  
 事なきとも日傭人、是不較き、其身分重し日傭人、是た

の仕事ハむづかしいこともなく唯手足の力を用ひて町  
 人又ハ職人の内不元手を多く貯へて大勢の人を使ふ者  
 ハ世の為不大有り仕事を為さるゆへ其身分重しといふべし  
 又田地を多く所持し其地代不て活計を立てる者より、又  
 地主と唱へ矢張大町人の類し其身分重しといふべし又  
 宗旨の事不関り教化を宣ふ者、為不身分の重き者、又國の  
 政事を評議し公事訴訟を捌く者、為不身分の重き者、又  
 寺の坊主、政府の役人、あつて類ハ身分重き者、又  
 右の次第より世の中不格式位あり、其の由來て此人、彼  
 人より貴しといふことあり故不世の人々自分より目上

の人も有り日下の人も有り或ハ自分と同ト格式の人  
 故不賤し人ハ貴き人小對して是れ敬ふ固  
 當然の理あり殊不其相手の貴人たり者其身代の富  
 為不貴き人有りて其才徳人不勝也或ハ重き公用を勤  
 る為不貴しと有るは取かて是れ不尊恭を盡す一然を  
 此尊恭を盡すとハ身を賣る者の主人不仕  
 如く是の趣意不有る又目上の人不諂ひ諛の趣意  
 も有る何程賤しき者亦て先づ自分の身を重し  
 を大切不せざるを既又我身を重し大猫  
 人小嬌び銭如く同類の人不向て賤しき舉動を為す

可きや固く自から禁せざる有り

身分重き人ハ目下の人小對して不其尊恭を便もこと  
 却てこれを下聲不取不處一貴き人亦て賤しき人  
 ても重きと輕きとの差別は天地の間亦生きたる  
 考ふも同一世界の兄弟亦て銘々身分のたは者  
 故不貴き人の方より上を敬ふ人と責むる賤しき人の  
 方より亦下を敬ふ人と責むる理有り自分位貴し  
 目下の者を妄下下げしめ賤しんば唯己が其高位不居  
 有り程の價なき徴なきは自か身の耻を示し不異ある  
 貴き位不居し常又下人を罵り付り其心中を訴ふこと亦



得せしむるにハ必む不平を抱て上を見ること仇敵の如くもさるるあり

家来とハ給金を取て定りたり 期月の間主人の為ハ働く者あり故ハ家来の職分としてハ此働を為し且其主人を敬ふ應し主人の職分としてハ其家来を深切ハ取扱はざる應らば都て家来を召使ハハ容体らしハ構ハ權柄を以て追使ハハ情をハけて丁寧ハ扱ハハ然ハハ家来も必む主人を親しめてゆく骨を折て唯給金の為ハ働くのハハ功もして親しき情合を以て勤るよハあり月あり情深き主人の為ハ家来の一命を抛つこともあり古今其例

少むらむ

文明開化の國ハ家来を抱ハハ大抵一年を限とし此年期を終もハ平人ハ返して其身分の自由ハ主人ハ其然もども國柄ハ由てハ其れいと唱ふる奉公人を使ふこと何れも其身を主人ハ賣り主人の勝手ハ使も奉公人といふ義あり此奉公人ハ多く亞非利加洲より連き來る黒奴ハ主人の扱甚だ宜しむを恰も牛馬の如くこれを賣買し子を生むハ其子も亦其れいふ事主人の思ハ終ハ召使ハ常人より身受の金を拂ふハ其身の自由を許さば抑も人として其れいふを使ハハ理

つぎ若し此天理不戻てこれを召抱つことつら  
成るべき大け深切を盡しせめて其身の不幸を軽く  
「是れい」おても恩つる主人の為ハ忠義を盡すの外の事

① 是れい國の君つる不んその事

去るつねいぶる兩國の君つる不んをハ其國の民百姓を

惠し寛仁大度の評判つる一人なり

去るつねいぶる國不於て合戦の時敵は妨げらるて河を渡りこ

と能く終日河の畔陣を取て兵糧の盡きたることつら

一ハ日暮不及び一人の歩兵蒸餅一切おちいす

を附け大根を一切添て持來り其日の有様おてハ此品物

ハ余程結構お馳走をもつら不んをハこきを辞退し

て云く數萬の軍勢今朝より食事せし者なくして其勇

きことハ余は異ふることなり然し今我獨り此馳走を受

るお忍びごと

又或る時つら不んを獨り馬小乗を不んをいやといふ

を通行せしとき小荷駄馬を牽いて傍を行く者つら其

馬誤て深き泥へ足を踏込たきハ馬奴ハ力を盡して引

さんとまきども叫び往來の人小助を求むどもこれを顧

る者も亦き小由りたまく其側小騎馬の人在るを見て國王

とも知らぬこれお加勢を求めしつら不んをハ直小馬

下を彼の馬奴を助て其馬を泥より引せし事既を終  
て後馬奴始て其人の國王たるを知り大に驚き王の前  
に平伏して頗る小詫しけきハ玉の云へしハ汝ハ唯人小  
加勢を求たるの之罪を犯したる小非ざきハ詫多敷小及  
もぐと此風聞世間小流布以前より國王小敵對せし者も  
自から歸服したるといふ

③ 主人の言葉宜しからざりて譏を受けし事

あるをんといへる人東國小旅行して家小歸りし時其旅行  
小召連せし家來暇を願ひけきハ主人ハこも成怪し何故斯  
く俄小暇を求りやと尋り小家來の云く長き旅中ハ様々の

用事も何れ又危き艱難も少あからむ此用事艱難ハ一様小  
主従二人の身小關りことあもども此事小付主人ハ唯權柄  
を以て云付るをわをてやさしき言葉としてハ一言も聞  
ことか小此度暇を求るの趣意ハ唯此一事のそおて外小子  
細り何れぞと

④ 召使の女侍りの事

阿爾蘭の貴人小二人の娘を姉を名みるといひ妹を不  
せんびとす小姉妹共小うをふるもの國小來り草舎を結て  
住居し本國より連來りし召使の女侍りといへる者と主従  
三人小て睦しく日を送りし此侍りのハ幼稚ときより兩人

一事一性質律義おして主人お深切を盡し生涯奉公して身を終る者あり兩人も亦よくを親しむ其交の有様主従と見へてして恰も仲よき友達の如し三人の婦人追々老年お及ぶと此主人二人の工夫おて三角三面の石碑を作らんとごるまんとしつゝ寺の境内おこりて建て三人共死後ハ此石碑の下お埋めし其面お碑の銘を記るを積あう斯く歲月を送る間お召使の先づ病死しけしは約束の如く此石碑の下お葬り主人二人おて碑の銘を作り石碑の一面おこりて彫付まゝ其後數年の間お主人も兩人とも病お罹て死し何れも彼の石碑の下お葬りて三人其穴を同ふし石碑

の三面お三人の銘あり此有様を見りお三人の身分お固よ同トあり其一家來おして其二ハ主人あり其家來より深切を盡せば主人も亦これ重んじ誠を以て互お縁を結び死後お至てハ少しも貴賤輕重の痕を見ざる事

英吉利の國王第三世およりトとウお君の御代お一人の宮女あり御殿お宮仕して心意やさしく君お忠義を尽せし其死せし後お至り國王の命を以て石碑を建てしめこもお碑の銘を記して親愛追慕の情を表したるといふことあり

⑫ ぶらんこも及び其家来の事

往古羅馬小於ておくたぬも礼びどまらんとおまの三人政  
 府の權柄を握てしとき其以前大統領たりしぶらんこもハ  
 禍を避まけ出奔したてし由り政府ハ其家來を捕て拷問  
 小本け主人の所在を尋まどり白上せ政府ハ益怒て又新  
 拷問の用意ありを聞き傳へぶらんこも斯る忠臣を殺  
 して自か死を免るをうろよとせ乃ち自か名  
 衆て刑罰不就んこと代訴出まきバ政府の人其君臣の義  
 氣お感して遂おぶらんこもを罪を免したる當時天下の人  
 此を評して云く唯此君おし此臣あり唯此臣おし此

君ありと

⑬ 忠臣其身を狼小投る事

歐羅巴洲の東北小ありかむてトヤんの山おハ狼多く殊お  
 寒氣甚だしき時ハ其勢猛くし人々を害るることあり頃ハ  
 千七百七十六年の冬不どもきとつくる貴族其奥方と共に  
 壞地利の都るぬんおよりかまこりへ行くとときさよぶるの  
 近邊おて一群の狼小や逢て此君ハ道中二人の家來を召  
 連きし此日其一人ハ宿次の馬を用意せし先きおせ  
 とふし小遣ハ一人の家來の馬に乗て主人夫婦の馬  
 車小從て然る小彼の狼ハ次第小人に近寄る小付き主人

小請ひ已り果す所の馬を解て狼と與へこれ喰ひ聞ふ此  
場所を駈抜けお如何と云ひけき主人もこれを許せ  
小由り乃ち主人の馬車の後の方お飛衆て自分の馬を放ち  
しりば數十の狼ハ忽ちこきお飛掛り生たる馬を徹壁に喰  
裂く其間合ふ馬車の三人ハ馬お鞭ち最早程近くどく  
お馳付んものをを氣を急げども馬ハ疲れて走りこく能ハ  
を狼ハ既お一疋の馬を喰ひ其生血の味を食しめて益り  
だら今お馬車お追付んとしる勢おて進退こくお窮りの  
場合お至り彼の家來の云へりお今此難を遁りお唯一  
の路のりお藥目お身身を投て狼ハ當らん我死後ハ君

よく我老父と妻子とを養ひ給ふや我身狼お喰しる間お  
君ハ逃げ給ふべしと説破語り口上お主人も斯くと返答  
の言葉ハ口お出乗一ダ逆も今三人共お助かすべき路ハ  
らをされバ外おせん方なりとて心なごども家來の意お任  
せて死後おハ必お其家族の者を扶助をくしとの趣を誓ひ  
けおバ其言葉と共お馬車より下りて狼の餌とおきり主人  
夫婦ハ危き場合を逃のびて難なくどとふるお着し歸國の  
後ハ約束お従て此忠臣の家族を手厚く取扱ひしといふ

第四章 勸く事

造物主地球を造りて人の快く生き存ふるためお入用あり

品物ハ盡ク此地球ハ生むべき筈の仕扱おあしたきとも人の力を用ひて天を助けざれば此品物も甚ど少一或ハこと巧も人の力を加へざるバ其物の用を為さざる五穀を得んとするハ種を蒔てこも谷刈らざれば可らざる金の器を作らハ其地金を山より採出してこも代製せざるを産うとせ及物を作らハ毛麻綿を紡ぎてこれを織らざるを産うとせ此等の仕事を勉む由て人々の身代をもよく一隨て一國の富をも致さる故ハ身体弱くして仕事不堪へざる者歟或ハ年若のよりハ働して既ハ富を致せれば者歟此二を除くの外を凡そ人として食物を食ひ衣服を着る等已々願ふ所の物

を得んとりてむ自分も亦世間のためハ働さ一人前の仕事をば引請さる産うとせ  
一國の人民仕事を為さざりて生色しり一日を送る野ハ生ハ草木の實を拾ひ山ハ住む鳥獸の肉を食ひあどむる者を蠻野の民といふ亞米利加之土人亞非利加之南の方及び何ふもたよりや洲の土民等是あり此土民等の有様ハ實ハ傷てしきものおて平生とてもろろし死衣食を得る饑饉の時ハ用意も何れもなき折々ハ餓て死む者あり斯ハ蠻野の國ハ一人の數極て少く英吉利の一里四方の土地ハ人別一人より多わとせ

國の人民仕事を勉むる其暮向の有様も、地方の赴き牛羊を飼ひ田地を耕し家を建て、これに住ひ船を造り他國の産物を取寄せ朝夕の便利を達し生涯の安樂を受る事も、蠻野の民ハ此味を知らざらうこれを一口か云へ、人の福と禍ハ其仕事を勉むると勉むざらうとの割合ハ在るあり日耳曼瑞西佛蘭西荷蘭英吉利の人ハ世界中ハ最も仕事を勉むる民あり故ハ其暮向の有様も亦世界第一あり此諸國ハ於てハ一里四方の土地ハ百人乃至三百人の人別あり右の次第ハ由て考むる國の人民仕事を勉むるハ人別も増して樂多くこれを勉むるハ人別ハ減して苦ハ多きこと明あり

右ハ云へる議論ハ唯國々人勢の人ハ何てをよるの事あり人を身の上おても同様の誤あり人と為す此世ハ生も何等の仕事をも勉むる鬼角同類の人間世界の為ハ益を為すことを知らざらう者ハ自れハ禍を招て困窮ハ陥る者といふべし都て職業あり人ハ其事ハ出精して恥を知り義理を重んずると否ざらうと由り丁度其割合ハ應じて身の行末の浮沈も何なりありのなり 恥を知り義理を重んずるとハ人の為ハ益を為す抑も天ハ濫ハ福を授る者ハ多し唯人を働して自れハ働して此福を取らむるの仕裁を設け且人の此働を為すハ當りこれがため福を得ると得ざらうとハ抑も



唯其働のよふても自ぬ多當人の益を為し當人をして愉  
 らむ趣向を設けり譬へハ人として身と心とを使えざ  
 る必も身体を違者不るること能も働の人ハ益を為  
 證據すり又身と心とを使えざれば人ハ樂有し働の人ハ愉  
 き證據あり然も亦一方より論をれば何より強く働  
 むるを嚴しく勉強もカハ却て宜しむと人の働其度を過  
 ぎバ体の力を用ひ尽して病を起し身を懈らせし末より  
 却て其より禍を蒙ること何を一般の説ふ七日ハ一日の  
 休息を取る毎日十時の間働けハ丁度人の身体ハ相應  
 してあり

百姓其子不遺言の事

或は百姓病不推て全快の程を覺束あきふ至まつらく死後  
 の事を案して農業ハ我生涯勉めし事は事おはバ子供等へも  
 此業を継がして出精させたきも何と思ひぬまバ乃ち工丈  
 を運らして兄弟の子供を呼び遺言して云く汝等ハ遺物と  
 して與ふる物ハ我田地と葡萄の畑とおぼされを汝兄弟ハ  
 て寄合ハ保つてしされども此田畑を決して他人の手ハ渡  
 るなむと其子細ハ田畑の外ハ余ハ別の寶物を所持  
 哉も計難し若しこそ是らハ地面の下一尺より深  
 る處へ埋り置きて苦なりと

子供等ハ此遺言を聞き病人の寶物と云ひハ兼て貯の金子を畑一埋りハ相違ナシと思ひ親父の死後ハ至り兄弟力を合せて其田地も葡萄の畑も隅々ハ至らずを鋤きあつたを一錢の金をも掘出さざりて一時ハ大小氣を落たきども斯く地面を鋤きあぐりたる由り其年の作物ハ格別ハ實り秋の收納ハ至てこれを見れば眞正の寶物を掘出せしハ異ありぞ

③ けれん魔法を使ふ事

往古の窮理家ハ其の書ハ云く伊太里國の或る村ハけれんといふ百姓あり此百姓の耕ハす所ハ田畑ハ作物常

より突り遠方より見ても鄰の畑より畧をかりて立派なまハ同村の百姓共これを怪めて口々ハ云ひりけるハ我々共ハ田地ハ斯く不作なるハけれんの作物ハ限りて有り實りハき理あり何れも彼が魔法を使ふ所為なりと云ふ捨置くなりとてこれを捕へて裁判所へ引出たり

裁判所の役人ハ云ひけるハ向て罪を責め其申開を為さしと云ひけるハけれんハ畏りて筋骨逞しき娘の子一人と

農業ハ用る鋤鍬挿と牛一疋と役人の前ハ差出して此娘ハ畑の草を取り桑ハ作物ハ肥しを施し親子ハ

を合せて家業を勉め御覽の通り此農具の都合もよく調ひ  
牛もよく肥へたこと近村へ其類あり其類あり其類あり其類あり  
魔法ハ唯これのと同村の人々も其類あり其類あり其類あり其類あり  
作物のよく実ると我田地の如くあるべしといふは裁  
判所の役人も此答ふ感服し実不明なる申開哉とてこれを  
警の農業出精の褒美を興へて返したるを

は出精する大工の事

くわんををかをんち 英國の地名 なくまろくある者あり大工の職  
を家業とせり或る時其處の裁判所へ雇へて役人の腰掛  
る臺を作るとに別段小骨を折て其板を丁寧小削りけり

朋輩の者共これを見て無益の手間を費まとして大不嘲りた  
りくまろくハ突て云く此板をよく削るハ人の為より  
蔡自から為すまある蔡ハ生涯の中此臺へ腰掛くべき身  
分となりざれば死せむと後果して其言の如くくまろくの  
性質よく物事を勉て耻を知り人物重々しくあて深切ある  
不由り其為す所の事一として仕損むることなく次第小獨  
立の話しを為す不至り身代の富む小従て其人物も亦自不  
ら立上り遂に其土地の裁判司小任ぜらまて嘗て自から削  
てたる臺へ腰掛たりといふ

べんおやろまんふらんきてんの事

べんをやらみふらんきせんハ北亞米利加洲きたあめりか不ふまるとん  
 の職燭屋しやくやの了りょうあり其父貧窮みちひんきやうにして其子を活字版摺かつじばんずり職人  
 とふせりふらんきせんハ讀書どくしやを好このむ得える所ところの金かねは悉ことごとく  
 く費つぎやして書物しよぶつを買かうふ程ほどのことありとも唯書物たゞしよぶつ不お耽んぶの  
 ちからを其活版かつかばんの職しやくも亦またよくや精まこと一平生いつせいぜいの活計かつかい不お儉約けんやくを  
 守り徒ただお月日つきひを費つぎやせしことあり年十七歳しちじさいの時ときひきでるひ  
 や不行いけんきけハ有あるといふ人と共ともは活字版かつじばんの業わざを開ひらけり固かた  
 より非いけん凡ふんの才子さいし不おて其勉強めんとくハ一通いつとうであらざれば八年はつねんハ若わかし  
 と雖なともよく文ぶんを綴つづり人を驚おどま程ほどの名文なめいぶんを作つくることあり  
 或あるは時ときひきでるひやの奉行おこなふらんきせんが書かきし手紙てがみを

見て其文章そのぶんしょう不お感服かんぷく一態いざう々々同人どうじんの依宿いしゆく不お行ゆて自みづかられを  
 迎むかへ私宅しつたくへ案内あんないせしことありといふ○其後そのごふらんきせん  
 んハ英吉利えいぎりの都みやこるんどん不お渡りわたり患あはれ々の活版局かつかばんきょくヲ行ゆて其職そのしやく  
 を勉めんめりて同局どうきょくの職人しやくじんハ時々ときとき金を費つぎやして酒さけを飲のむ其心そのこころを乱みだ  
 ることありともふらんきせんハ一滴いったつの酒さけをも不お付つけず  
 きバ氣分きぶんハいつも爽さわかして身体からだも強たかく貯たくわひの金かねハ人ひとよりこ  
 多おほく一年二十歳いちねんにじうさいの時ときるんどんよりひれでるひやへ歸かへり復また彼  
 の事ことハ先まづと共ともは活版かつかばんの仕事を始はじめ益業えきぎやうを勉めんて懈あやらな母  
 日様ひさま々の仕事しごとハ氣きを配くわり其傍そのはたハ一枚まいまいの活版かつかばんを植うへざる  
 とあり世上せうじやうの人ひともふらんきせんが正ただしくして業わざを勉めんむ

事を頼ても間違ふと思ひす。不埒明くを悦で頗や不註文  
 もる者多く家業蓋繁昌せりこれよりふらんきまんハ新聞  
 紙の出版を始め其文章妙を尽して人を悦びしめ天下一勝  
 不流行して利潤を得ること少ふりもされどもふらんき  
 せんハ錢のため不行状を残おし粗服を着て儉約を守り  
 外見を憚ることあり時としてハ新聞紙不用の紙の俵を車  
 不積も自からこきを押して市中を往來する様を見た者  
 あり新聞紙の出版も既不繁昌一次で又文房具の高賣を始  
 め志ある人と會社を結て多く書物を集めぶうりやちや  
 どころ土おくとして表題せる書を毎年一冊づつ出版せし此

書ハ多く人の心得とあるべき事を記せる名文不て大不世  
 間お益を為りり○ふらんきまんハ斯く仕事を勉め數年の  
 間片時も暇おしと雖ども亦一身の徳義を脩ることを懈ら  
 ず年三十歳の時不至て都下の人望を得て會議所の書記官  
 不命ぜらる翌年ハ又立身して飛脚役附の撰とあり不徳  
 身不不足おしと金ども尚世の人のため不益を為るを以て  
 已ダ役前と思ひ窮理學の社中を結て少年を教り大學校を  
 開き火災請合の法を工夫する等凡そひきでるひやま於て  
 市中一般の仕事ハふらんきまんの關たらざることあり  
 火災請合の事ハ西洋様  
 案内の下巻に詳あり

其後ふらんきでんハ學術を勉強し十七百五十二年紙鳶を揚て夕立の雲より志まきとするの火花を引き電光と志まきとるとハ同トそのありとの事を發明しこまよりふらんきでんの高名世界中ハ鳴渡りひきでるひやの活版屋として歐羅巴洲おても其名を知らざる者ナシ社及小幡氏所著の天変地異ニ年既ハ老成ハ及び比亞米利加の諸州其本國の興評あり

吉利と不和を起し數年の合戦おて遂ニ亞米利加の獨立を成せしことあり此騒動の時ハふらんきでんハ亞米利加の謀主とありて其功少カからシ亞米利加新政府の使者ト為りて佛蘭西ハ行き國王ヲ拜謁しテ援兵を求めしに談

判の賤しからざるハ固より云ふ迄もかく都て其行狀手輕小して沈著し博く物事を知りて明辨流し如く學者の才もわり國を治るの徳義も備り其高名を聞き其容貌を見てこそハ心酔せざる者ナシ當時佛蘭西の人こをを評して云く真人新世界より來りて其靈を顕せり新世界ハ亞米利加を

古書ニ云く事を勉る者ハ王の前ハ立べしとふらんきでんかどの事を以ひひものかトん往古東方の諸國ハ於てハ王の前ハ立つを以て上りまき人の面目とせり今ふらんきでんの由來を尋き小身ハ蠟燭屋の家ハ生れしと雖ども其

事を勉むのゆへを以て一生の間家を富より譽を喪り  
千萬人の上小擢んでたるハ所謂王の前小立つり面目を得  
たる者と云ふべし  
古今の英雄世の爲小功を立てし者巧も世の人こそを見  
て其功を立てし所以の方便を知らんと欲するハ人情の常  
なり今ふらんきせん功を立てし方便を聞かん欲する  
者巧も巴同人の書遺せし文章を充ふ記してこそ小答ふべ  
し即ちふらんきせん遺文小云く富を得る道の易く平ふ  
るハ市は行く道の如し唯二言を以てこそを盡せし勤と儉  
約とあり時を費し勿も金を費し勿も此二の者を巧小用べ

しもたらきとけんやくとを棄るべき事ありもたら  
きとけんやくと成守せし成らざる事少し少年の男子既小  
もたらきて且けんやくと成らば此外小富を助成せしハ綿  
密と正直の二箇条あり勉強ハ恰も幸福を生む母の如し矢  
ハ萬物を人小興へせしもたらき小興ふるものあり今日  
と云ふ其今日の内にもたらき明日の故障ハ測るべか  
らざる汝一人の家来とありてその主人よりおかけ者とて  
叱らまふべし此小赤面せざるやまもバ今汝ハ人の家来小  
おらましく自身トモの主人あり自からを憚るを咎て自から  
こそ小赤面せざるべからむ

風阿里茶土グ諺の事

ふらんきせん文

今政府より國中の人ハ命を下だして人々の毎日働く時の  
 間を十分ち其一かたけの時を運上として政府のため  
 働かすむることゆへに必もこれを苛き政府の心もんきき  
 ども人の不精ハ政府より尚苛きものにて運上を取立る  
 こと政府より尚重し不精の甚だしきハ病を招て人の命  
 をも短くもる  
 里茶土グ諺ハ云く不精ハ猶鏽の如し錯て腐りハ摩て  
 耗りすも速し◎朝夕ハ手摩り鍵ハ光す一  
 又云く存る時にて人の命ハ命かすくは時を棄る

か

さきバ人の眠小時を費も或ハ度ハ過ること知らん里茶  
 土グ諺尤の如しこを忘る勿也

朝寐まる狐ハ鳥よりつらげ

又云くねぶたくハ飽くよをねぶを棺の中

又云く光陰果して無上の寶なる乎若し夫也然らばこれ

を費まハ無上の奢あり○光陰一度去て復と返らぬ

分と思ひ一時も其實の事ハ當も必も足らざる事あり

てされバ起て事を為せよよく其目途を立てて事を為さ

べし一心一向小事を為せば其事よく成る混雜な勉



何事も易く勉めざれば何事も難し  
 ○朝寐して終日事  
 の跡を追ひ夜路走りて追付もせむ  
 ○貧乏の走るハいつ  
 も速くして不精の歩追付もせむ  
 ○仕事をハ追て仕事ハ  
 追するハか  
 ○早く寐ね早く起きハ  
 智恵を増し身ハ健小  
 家ハ繁昌

よき時節を願ひよれ時運を待つとハ  
 何事あるや其意味解  
 難し居ながら時節を待んより  
 己が働を以てよれ時節を  
 造る小若くば

里茶土ガ諷ふ云く我身ハ我身  
 の為ハ働くを誰ハ向て  
 何を願ふん  
 ○徒ハ時運を待て暮しつ  
 飢の境も迫寄ふ

りを

苦しよぎせハ樂を得ぞ我を助る者ハ  
 唯左右の手の人々  
 必だ田地を持つべき小も  
 何れも或ハ田地何れも其運上其  
 だ高し

里茶土ガ諷ふ云く身ハ職業の覺  
 有るハ田地を持つ小異  
 ちからを商賣の道小朋あるハ  
 名利の泉を得る者と以ふべ

然と雖ども職業の覺有りてこれを勉め  
 高賣の道を知  
 てこそを行はざれば其田地も其名利の泉も  
 身の運上を拂  
 ふ小足らざる  
 身の運上とハ不人としてよく其事を勉むハ  
 飢

寒小迫らるるの患おと

里茶七の諺お云く飢ハよく稼の門を窺へど関を越て内

小這八らむ

家小寶めらさるも他人の遺物を受けざるも何をこまを患

る小足らん

里茶七の諺お云く勉強は恰も草を生む母の如く天ハ萬

物を人お與へむして働お與ふる者あり

又云く人の寐る其間お深く耕して多く作里で多く收め

上

又云く今日といふ其今日の日お働して今日の仕事を明日

小延らふ

又云くめりやまをてめり道具を扱ふお袋の猫ハ鼠と

得む

或ハ仕事多くして力お餘ることお知らんされども一心一

向おこまを勉むハ其績ハ甚大なるをのり

里茶土の諺お云く滴も絶えぬハ石小穴をりり

或人問て云く君の説の如くからむ人たる者ハ寸暇を得

からむやと余こまお答ふる小里茶土の諺を以てするこ

尤の如く

君若し閑暇を得んとからば君が月日を空しく費さ勿

○一刻の未来の程も測らざる如何で一時を徒ら暮さん  
⑦閑小して居られぬ事

佛蘭西のでもたぬといへる獄屋小七年の間押込めらる  
者けり朝夕為まづき用事かけき退屈の餘小所持せる  
五六本の針を部屋の内小蔭散らし又おきを捨ふて様々の  
状小並べ又撥集めてハ又散らしかどして七年の月日を送  
てたり後出牢せしとに其事を友達小話していへるハ七  
年の間この用事ありりせば必を正氣を失ふて狂ふもあ  
り苦あふんと

將軍まびのらり事

西班牙の將軍まびのらる者うゑらといふ人小身小君  
の弟ハ如何して死かもしやとけりけき彼ハ馬をたき  
仕事ふく閑小過て遂小命を失ひしふてとの答小まびのら  
り歎息して云くさもいらん閑暇無為の力ハ鬼武者を殺  
小足まうと

第五章自から其身を動かし自から其身を頼る一身の獨を謀る事

凡そ人たる者其身の活計を立て隨て世の開化を助成さん  
ハ其方便を銘々の身小求りざるべからず是即ち天の命  
まはす所あり他人を頼小して己ガ衣食を求るんことハ大

道の旨おつらむ故に此衣食を求めんが為にお自ら其身  
 を動かして働うざるべからざる如くまよはば慥に其活計  
 を立て其樂を受くべきまよども人頼の活計ハ甚だ覺束  
 き者あり  
 故に少年の者ハ稚き時より心掛て成る大り他人の世話  
 ならざして自分の用を達まべし先づ自分おて衣服を着か  
 べし自分おて食物を食ひおろく母の手を借らむ又下女下  
 男の世話よあるべからざる兼て又讀書算用を稽古して次男  
 不博く物事を見聞し間もよく世間並の一人と為りて自  
 ら其身を養ふべき覺悟を設けざるべからざる故に學問の時

節を誤らざして藝術職業又ハ高貴の道を執行し生涯の渡  
 世の用意を為し置くべし少年の輩よく自から其身を動か  
 し自分の働を頼で活計を為まよきハ世上の人ハ此を愛  
 しこれを賞むべし人々働くべき手を持ち思案をべき心を  
 具へおぼら鄰の人の働くを見て自から不精を構へ僅々の  
 骨折おて得やまよ其樂をも自から求るを知らざりて空しく  
 他人の憐を仰くハ男子の耻づべき振舞といふべし  
 ①力の神と御者との事 寓言  
 性質卑怯なる御者より車小荷物載て狭き路を走ると  
 其車の輪おとき泥の中お陥る馬の力おてこまを引出しこ

と能く御者ハ途方不暮も大音揚て力の神を念トへる  
我を助け給へと呼りけりバ不思議なる事一庁の  
黒雲天降て神体を顯し命ぜらるハ見苦しき奴  
か何故不斯く平伏するや早くも起て馬不鞭て汝の肩を  
てて車の輪を押せ是即ち汝を助る神力ありと

(ろ) 麥畑の雲雀の事 寓言

卯月の天氣暖ふる麥の畑不巢をかけた雛子を養ふ雲雀  
餌を求め不出る時其雛子へ留主中の事おろく氣を付け  
よとて云付け置き日暮不巢不歸て雛子の云へる不  
今日ハ畑の主人来て其鄰の人へ此麥を刈取らんことを頼

居たりと告げると親鳥ハ心より恐る不足らむと驚く  
氣色もふく翌日も亦餌を求め不出掛り不其日暮雛子の  
云へるハ今日ハ畑の主人来て其懸意の人へ麥刈を頼  
居たりと告ぐまとも親鳥ハ尚も驚るを隣の人へ頼むとも  
懸意の人不頼むとも更不氣遣ふけりバ安心せよとて其翌  
日も例の如く餌の詮義不出掛り日暮不歸てけりバ雛子の  
云へるハ今日ハ主人親子不てく不來て明朝より親子二  
人不て此麥を刈取らんとの話ありと云けりバ親鳥ハ始  
て驚きまよば我等も覺悟をべき時節あり隣の人や懸意の  
者を頼むかどのきまり不てハ恐る不足らざむとも自か

ら自分の仕事を為さんと仰つてハ必を其言葉不相違ひ  
しとして即日不參廻を立退しといふ

② 貴族ろべるとの事

千七百二十二年蘇格蘭の北の方ハ古來名家と唱ふる貴族  
あるるべるとあり若し年十九歳にして不幸に遇ひ貧窮  
甚だしくして貴族の家を立ること能く其時世上の風俗  
不従ハバ貴族の身分ハ斯く困窮に及ぶときハ親類朋友  
の約介とある状又ハ政府の扶助を蒙るべき筈ありとも  
べるとハこれを好むは何と仰つて自分獨立の活計を為さ  
んと決定したりさきども固より貴族の家ハ生れし者にて

職業の覺もあらざせし方かくつらく自分働を顧る  
不兵卒の役あらば其身不叶ふべしと思ひ乃ち騎兵隊に入  
て平の兵士と為まり

或る日ろべるとハ屯所の番兵と為して門の立番を勤居た

て一処へ或る貴人屯所の隊長へ用事仰つて門を這入た

ども折節隊長の許ハ客來仰つて由を門際ニ差おへて

待合せる間不立番の兵卒と四方八方の話し来る次ニ其生

國姓名を聞けば約もなき貴族ろべるとありやがて彼の貴

人の案内を受け隊長不面會して云ひけるハ君の御威光ハ

洪大なる者か歴々貴族を以て門番不召使ひ給へるこ

と諸國の帝王ふても身小叶とざる面目ありとて事の次第  
 を告げきバ隊長ハ大ニ驚き早速彼の門番を呼て尋る小其  
 身ハ心よく貴族ろべると小相違なきや若一さも何少バ世  
 小慥もなれ重き身分斯る賤一き兵卒の勤を為一給ふハ何  
 故あるやと何うけしバろべるとハ禮義を正一御尋の通  
 余が舊の身分ハ貴族おもども不幸小一て一錢の貯ふき小  
 至親類朋友も夥多何れども或ハ余が困窮を救ふ力  
 きもの何れ或ハ其力何れも其志おさりの何れさきバ斯る  
 者共へ寄繼て朝夕の烟を揚げんより自から身の位を忘  
 きて假令ひ卑きも耻う一からぬ勤を為とこそ本意おさ

思ひ兵卒の奉公を求たるありと述けきハ隊長も目驚き目  
 彌歎一其獨立の氣象小心酔一て二ハ唯ふらぬ人物とて取  
 敢を其日の當番を免一馳走を設けて共小飲食一自から筆  
 子の衣裳を出して何れも小氣小叶ひ一品を撰ひ給へ  
 懇小覺應せどもろべるとハこれに辭退一兵卒の勤小出  
 以前小用ひ一古衣何れバ斯る美服ハ先づ不用ありとて唯  
 其厚き志を謝するのそ其後隊長ハ益ろべると小心を撰  
 こきを推舉して騎兵の頭小任せ隊長ハ一人の女子  
 至て學問所小寄宿一最早其執行も成らんとさる時あ  
 日隊長ろべると共小此學問處ニ行て愛女を尋ね

ろべるとも始てこま小面會して互不知る人とあり月日を  
 重ぬる小従ひ其交次第小親しくある様子おれハ隊長の  
 思ふ又我女子ハ相應の身代も有りて貴族の人小嫁る  
 も差支の筋なく又彼めろべるとハ給料をも得ることあり  
 ハ兩人丈婦と為りて活計を立る小十かあるべしとて乃七  
 其意を兩人小告げ双方共小異存もなく誓禮の儀式首尾こ  
 く整ふて丈婦睦ト一家を興せり其後二人の間小女子一  
 人を設け成長の後ろるど不るおまの妻とあり夥多子供を  
 生て何きも高位高官小昇まり

② 行けと来きとの違の事

英吉利の勢りとつゝ愚小一人の大百姓り所持の田地を  
 耕して毎年二百百と名あり我四兩ニ歩平り二当るづ  
 の利徳もども家の借財次第小増して返済の方便なく縁  
 小其田地半分を賣拂ひ半分ハ二十一年の期限小て小前の  
 百姓小貸したる斯く月日を送る間小も其期限も満ると  
 する時小至り地借の百姓例年の地代を持来りて序おぐり  
 此田地も永代賣拂ふてハ如何哉と談ぜし地主ハこれを  
 怪し其許小て地面を所望せらる哉といひけきハ如何  
 も左様有り差支おくハ衆小て買請たきものありと有り地  
 主ハ大驚き衆ハ此田地の二倍大けを自分小支配して固



よう我地面をもバ地代をも拂えざりし不家の暮向立行  
 きた然る不今其許ハ其半分を借て地代をも拂ひ僅ハ二十  
 年手りの間不もや其田地を買請る程の身代とありしハ實  
 不不思議なる相違ありや尋けきバ地借ハ笑を合と此  
 相違ハ二の言葉不由て出来るあり即ち君ハ行けと心ひ我  
 ハ来もと云ふのと答ふもども地主ハ其意を受取らむ  
 如何なる訣ありやと再び尋きバ地借の云く君ハ毎朝日  
 高くし々眠り或ハ慰不眠して自分の事を為さ他人を使  
 ひ唯行けくと云へて我ハ早く起て自め我事を為し他人  
 不先ちて来もくと心ふのそ

第六章 狼狽ざる事

人ハ危不近づく可らむ自から来て危不近づく者ハ愚人  
 了されども若し危き事不出逢ふこと何程用心も生涯の  
 を慥不して静不覺悟を為さべし何程用心も生涯の  
 間危き事不出逢ふ事との言諾ハ出来ぬものなり我服不  
 火の付くこと何の家火を出ることも何の本不落ちて溺  
 る者何馬車不乗て怪我を為る者何時の機不由てハ  
 命をも失ふべきもども其危き時不差戢て心を用ひ平氣  
 不ありて覺悟を為せば大怪我を遭はれべき命をも救ひ  
 得べし

危き場合ニ差臨ミ人の覺悟不由テハ隨カ道ヲ入キ路オキ  
 不巧トザリモ或ハ一時の驚不途方を失フテ何事モ為  
 得ズコトモガ為其災害ハまま募リテ遂不身を傷ヒ命ヲ失  
 不者少オカラズ都テ危難不出逢フこと何トバ其駭不心を  
 取失モビシテ静不身構ヲ為シキコトゾル也ヲ適スベコトモ  
 在人の膽力ト云フ尊むべき徳あり  
 譬ヘバ衣服又火の付テ燃ルこと何トバ走テ人の助ヲ求む  
 べカラズ立テ走ルバ其火ハ益燃立ち遠不其身を焼ク不至  
 ンベキダ故不早く横不倒モテ轉ヲ在キ火の勢ヲ防ク  
 べ一或ハ手近クばらんけとあど何トバコトモ不身を纏ヒ直

不火を消スベ  
 火事場の家不烟満たノ中を通ルハ立テ行くべカヲ息  
 ヲ留メ倒ルこと何ク煙の中を通行スルハ手近クテ  
 不べ一呼吸モス不よレ空氣ハ低キ也不在リ故あり  
 水不落テ泳の術ヲ知ラズ者ハ成火け静不して身を動  
 不ことナク息を吸フテ肺の臟ヲ不くら一唯口を閉ジテ水  
 の上不出さんとモス心持不オスベ一斯クモレバ人ノ体ハ  
 水より少しく輕キゆへ必不水上不浮むもアリ若し然ラズ  
 して一時の驚不心を取失ヒ妄不身悶モスときハ必不水底  
 不沈テ命ヲ失フべ

馬車に乗せて其馬の荒きて驛いだをことりてバ遠く車  
より飛出たべかり物静小落付き如何をべしやと分別  
る内ふハ大抵馬ハ自わと止るものなり然るときハ固  
怪我の患なり或ハ時の模様不由て是非とも車を出で  
て叶わざることありハ車の後の方へ静小飛ぶべし其  
ハ車に乗て走るときハ車の中の人ハ体小も自わと前  
む勢を得るものかをバ車より飛て足の地小付く逆も其  
ハ受ることなく我心を以て我身を制すべかり故小今車  
の後の方へ飛下るときハ前小進んともむ勢小逆ふ  
地小倒りしことかれを得べり色バあり

① 火事の時小二人の婦人心得方の異なる事

或る家の婦人二階又臥し火事の騒小目を覺し見まハ烟  
ハより其部屋小入来り階を上り三階又窺たる子供を窓  
より出まべき筈ある小狼狽の餘を取るものも取敢て我子  
供をも打忘せて階を下り獨り往來小駈出して其家を顧  
既小火中の烟とあててこれ小迫づくを得る子を思ふて  
心を傷ましむるも其甲斐ありしとゆふ  
又一人の婦人なり火事の響小驚き見まハ火焰ハ既小階子  
の下小及べる様あり主人ハ遠て戸を開かんとせし小こ  
を押止り戸を明けかハ入込む烟小堪ざらんとて物静

夫を運ら—次の間又寐たる小供と下女とを起し夜具こ  
 らんけとをからげ二階の窓より先づ下女を釣師—次小子  
 供を一人づ—却して下より下女お受取らせ其後おて主人  
 夫婦も窓より下で家内一同無難お其場を立退て間もふ  
 家ハ焼落たり

③ 麥刈る百姓怪我せ—事

人の体の脉ハ動脈と静脈とて二様お區別し動脈の本ハ心  
 の臍より出で血を送出—小枝お分きて体の内外隅々  
 ても行直て静脈の小枝の端につかりて其血を移—又本  
 の心の臍へ血を送返を仕裁お為り譬—動脈—血の往

路静脈ハ血の歸路おして心の臍ハ血の溜ともいふべ—故  
 お誤て動脈を切るといも水道の樋を切たると同—誤  
 おて影多—く血を吹出—とを止るとは甚—難—何お  
 も其切口と心の臍との間お通ふ血の道を塞ぐより外お方  
 便か—

或る百姓鎌もて畑の麥を刈る誤て動脈を切り恐ろ—く出  
 血ぞ—お傍の人ハこを見えて途方お暮せ老若男女彼方お  
 行き此方お来る或ハ唯忙然として立居たるも何りこのこ  
 ま捨置きお血も出尽して怪我人ハ忽ち死をべき害あ  
 お機轉ま—たる娘の子—入りて己が足袋の紐を解き其

疵口の上方を堅く縛りて失血を止め置き其間不醫者の手  
當りて命を救ひたりといふ 彼邦の豆袋の紐ハ長くして  
脚の処を結ぶやうにあり

④ 黒き種物の事

千七百年の時代英吉利王第二世よふトの御代同國を  
んぼるふといふ如く茶砂糖其外種物など高ふちあること  
ふ町人有りて住居の下小穴蔵を設け夥多しく高貴の品物  
を貯へし或日下女を呼び穴蔵へ入て石鹼を火に來れり云  
付けも下女ハ手籠を携へ蠟燭を燈して此方ハ手燭をさ  
よく裸火をもて藏へ入て石鹼を籠に移し其に蠟燭の置  
ぬ小洞を以て傍を見り小口を開きたる袋に黒き種物と思

きもの巧々申名程が中へ蠟燭をさして手燭臺の代とあり  
用事終りて完蔵の階子を上るとは両手共ふさがりたるに  
蠟燭をバ其より置て藏より出で來り主人ハ此を見  
彼の蠟燭ハ何処へ置きしやと尋む下女ハ何心かく石鹼  
の此方おつる黒き種物の中へ豆置たりといふ主人ハ打  
驚き其黒き種物とハ焔焔あり一点の火の粉落るバ此家を  
焼拂ふて家内の人ハ一時の煙とあらん假令ひささくも暫  
時の間小蠟燭の火ハ焔焔小燃下るべし外ハ逃去らんと  
とバ家を焼き家財を失ふこと疑ひありて蔵へ這入て蠟燭  
を消さんとすもバ己ダ一命を失ふ程も計らざるやせん

かゝる分別を定る取も瞬く間決断すやき主人の膽力定蔵  
の階子を下を見もバ蠟燭の火ハ耀きて今ふも焰焔は燃付  
んとまゝ有様かきども更不睜る氣色なく尚も思案を運ら  
しけるハ今こそ不走寄らバ風を起して火花を落すことり  
ゆらん急ぐ心を押鎮め静又袋の側ふ近き身を屈て両  
手を差出し水を掬ふが如く手をくねりて蠟燭の火の下  
をくひ取り一点の火の粉をも落さむして遂は大難を遁  
せり

此ちわろが袋の口をも然やせして焰焔を外に出し置きた  
るハ甚だ不束かきども元來氣力随ふる人物たもバ斯る大

難を救ひ其後高賣も次第に繁昌し地味を多く賣入も  
子孫今に至るまで其業を継ぎ

童蒙卷之十一 草卷の一終

立里家

の

Faint, illegible text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.

福
16-1
著作

